様式第7号(第4条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

養護受託申請に係る通知書

　　　　　　　　様

粕屋町長

老人福祉法施行規則第1条の規定に基づく、申請については、下記のとおり、決定したので通知します。

記

1　決定区分　　　登録　　　　　　　却下

2　登記番号　　　第　　　　　号

3　登録年月日　　　　　　　　年　　月　　日

4　理由　　　　(却下の場合のみ)

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。